

豊中市上下水道局告示第39号

令和8年度庄内下水処理場下水汚泥搬送処分業務Bの委託契約に係る一般競争入札について

令和8年4月1日から令和9年3月31日における庄内下水処理場下水汚泥搬送処分業務Bの委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年2月25日

豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度庄内下水処理場下水汚泥搬送処分業務B

(2) 履行場所

豊中市大島町3丁目9番1号

庄内下水処理場

(3) 業務概要

庄内下水処理場水処理場より発生する以下の産業廃棄物の収集運搬処分を行うもの。

発生場所：豊中市庄内下水処理場 ホッパー棟

名称：脱水ケーキ

種類：汚泥（有機性汚泥）

性状：固形物

発生工程：下水処理過程で発生した下水汚泥をスクリーンプレス脱水したもの。

汚泥は脱水助剤として高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄溶液を使用している。

発生量：約11,000t（年間）、1日30t程度

うち、本業務の所掌は、約2,500t（年間）、1日10t程度とする。

（降雨や流入する下水の状況、設備の稼働状況等により、数量は増減する。）

受渡条件：ホッパー棟内ケーキ貯留ホッパーより脱着装置付コンテナ専用車等に直接積み込む。

ホッパーの操作は発注者が行い、バラの状態での引き渡しとする。

産業廃棄物処理施設へ搬入し、中間処理（焼却・焼成・熔融いずれかの方法）までとする。最終処分する際には関係法令を遵守して適正に行うものとする。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たし、本市（上下水道局を含む。以下同じ。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者、または令和8・9・10年度物品・業務委託等入札参加資格審査の申し込みが完了している者。

(1) 入札者の構成等

入札者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物のうち「汚泥」に関し、同法第14条第1項及び第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を受けている者。または、同許可を受けている者で構成されたグループ。なお、収集運搬業許可については積卸しを行う区域を管轄する許可権者の許可を得ていること。グループで応募する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業許可を受けている者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続きを行い、全ての責任を負うこと。

イ 入札者の構成員を明らかにすること。

ウ 入札参加申し込み後に、入札者の構成員を変更することは認められない。

エ 入札者の構成員は、入札者または他の入札者の構成員になることができない。

(2) 公告日において、豊中市物品等入札参加資格「96産業廃棄物◎」の「03産業廃棄物処理（収

集・運搬)」及び「09産業廃棄物（処分）」または「04産業廃棄物（収集・運搬・処分）」の認定を受けている者、または令和8・9・10年度物品・業務委託等入札参加資格審査で同認定を申し込みが完了している者。

- (3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、令和8年3月9日（月）までに申込書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

- (3) 申込書類の配付

ア 配付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月9日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

豊中市大島町3丁目9番1号
庄内下水処理場（4階事務室）
電話（06）6331-0017

ウ その他

申込書類は、令和8年2月25日（水）から令和8年3月9日（月）までの間は、豊中市上下水道局のホームページから入手できる。

- (5) 申込書類の提出

ア 提出期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

豊中市大島町3丁目9番1号
庄内下水処理場（4階事務室）
電話（06）6331-0017

- (6) 申込書類
 - ア 入札参加申込書
 - イ 共同入札願
 - 2の(1)のイにおいて、「業務名」「構成員」を記すこと。
 - ウ 1に示す業務履行をすることができることを確認できる書類
 - (ア) 処分業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - (イ) 収集運搬業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（産業廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する許可権者が発行した許可証の写し全て）
- (7) その他
 - ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申込書類は、返却しない。
 - ウ 申込書類は持参または郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。
郵送による提出の場合は申込期間内に必着とする。
- 4 図面、設計書、特記仕様書、一般仕様書、現場説明事項、現場説明書及び豊中市上下水道局物品購入契約等入札心得（以下「設計図書等」という。）の配付
 - (1) 配付方法等
設計図書等は、事前に電話連絡をしたうえ、令和8年3月12日（木）に電子メールで送付する。
 - (2) その他
設計図書等の内容についての質疑の方法、日時及び場所は、現場説明書で指示する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
豊中市大島町3丁目9番1号
庄内下水処理場（4階事務室）
電話（06）6331-0017
 - (2) 期間
令和8年2月25日（水）から令和8年3月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 6 入札及び開札執行の日時、場所等
 - (1) 日時
令和8年3月23日（月）午前11時00分
 - (2) 場所
豊中市大島町3丁目9番1号
庄内下水処理場（5階第1会議室）
- 7 入札方法等
 - (1) 郵送、電送又は電報による入札は、認めない。
 - (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札回数は、3回を限度とする。
 - (4) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上あるときは、くじ引きで落札者を定める。
- 8 委託費内訳書の提出
 - (1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書の提出を落札者に求める。
 - (2) 委託費内訳書の様式は、現場説明書で指示する。
 - (3) 委託費内訳書は、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）のそれぞれの入札金額を明らかにしたものとする。
- 9 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市上下水

道局会計規程（平成１３年企業管理規程第２号）第４７条又は第４９条の規定を適用できる場合はこの限りではない。

10 入札の効力

この入札の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が豊中市議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市上下水道局物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において２に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、３の（６）のイの書類に記載されたグループの構成員とそれぞれ処分または収集運搬に係る契約書を作成し、契約を締結するものとする。なお、落札者が単独の場合はこの限りではない。

13 支払条件

委託料単価に業務完了報告書にて確認した収集運搬処分量を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額（１円未満切り捨て）とし、毎月の支払いとする。

14 その他

入札参加者は、現場説明書及び豊中市上下水道局物品購入契約等入札心得を熟読し、遵守すること。

15 問合わせ先

豊中市大島町３丁目９番１号

庄内下水処理場（下水道施設課処理場係）

電話（０６）６３３１－００１７